

# 令和3年度 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、尊い人命を交通事故から守るため、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民一人一人に交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、県民の参画と協働のもとに交通事故のない「元気で安全・安心な兵庫」をつくることを目的とする。

## 2 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

## 3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

## 4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全  
思いやる 気持ちで守る 高齢者

## 5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

## 6 運動重点

- (1) 子供や高齢者等の歩行者の安全確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (6) 夕暮れ時と夜間の交通安全

## 7 運動種別

### (1) 年間の運動

運 動 名	内 容
子供・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動	別記1のとおり
自転車安全利用推進運動	別記2のとおり
飲酒運転根絶運動	別記3のとおり
シートベルト・チャイルドシート着用運動	別記4のとおり
夕暮れ時の早めのライト点灯運動	別記5のとおり
交差点 はっきり・しっかり安全確認運動	別記6のとおり
違法・迷惑駐車 of 追放運動	別記7のとおり

### (2) 四季の運動

運 動 名	期 間	内 容
春の全国交通安全運動	4月 6日(火)～4月 15日(木)	別途実施要綱を定める
夏の交通事故防止運動	7月 15日(木)～7月 24日(土)	
秋の全国交通安全運動	9月 21日(火)～9月 30日(木)	
年末の交通事故防止運動	12月 1日(水)～12月 10日(金)	

### (3) 交通安全の日

運 動 名	期 日	内 容
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。
みんなで迷惑駐車をなくする日	毎月 1 日	県民の参画と協働により、違法・迷惑駐車の一掃を図る。
自転車安全利用の日	毎月 2 日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、促進する。
横断歩道おもいやりの日	毎月 11 日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。
高齢者交通安全の日	毎月 15 日	高齢者の交通安全について考え、実践する。
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月 15 日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。

## 8 推進機関・団体及び協働団体

別記8のとおり

## 9 推進機関・団体及び協働団体の主な実施事項

別記9のとおり

## 別記 1

# 子供・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動

## 1 趣旨

少子化の進む中、次代を担う子供のかげがえのない命を交通事故から守ることが重要である。また、高齢者の人口や高齢運転者の増加に伴い、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念される。これらの情勢に的確に対処するため、子供と高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で子供と高齢者を思いやる意識を醸成する。

## 2 実施内容

実施機関等	具体的な実施事項
県 市・町 推進機関 推進団体 協働団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全は家庭から ～交通安全キーワード「こいぬのあしあと」～の普及啓発</li> <li>○ 子供、特に新入学(園)の児童・幼児に対する交通安全意識の醸成、保護意識を高める広報啓発</li> <li>○ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の強化</li> <li>○ 登下校時の子供の交通安全、見守り活動の強化</li> <li>○ 各種広報媒体を活用した、「高齢者交通安全の日」の普及、チャイルドシート使用の推進など、子供と高齢者の交通安全について県民の関心を高める広報啓発</li> <li>○ 参加・体験・実践型の子供と高齢者の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導の推進</li> <li>○ 交通安全講習等に参加していない高齢者を対象とした訪問等による交通安全指導の推進</li> <li>○ 全ての世代に対する高齢者の交通行動上の特性の周知と高齢者の保護を促す活動</li> <li>○ 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び安全運転相談窓口（全国统一専用ダイヤル#8080）の周知</li> <li>○ セーフティ・サポートカー（注）の普及啓発</li> <li>○ 守ろう みんなの笑顔～交通安全のうた～の普及啓発</li> </ul>
家庭 学校 職場 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供と高齢者の交通事故事例等について家庭・地域などで話し合うことによる交通安全意識の高揚</li> <li>○ 地域における交通安全講習の開催などによる、子供と高齢者を交通事故から守る意識の高揚</li> <li>○ 学校、職場、地域ぐるみでの交通安全施設の点検、保護誘導活動等の街頭活動</li> </ul>
運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断歩道における歩行者優先の徹底</li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</li> <li>○ 子供や高齢者等交通弱者に対する思いやりのある運転の励行</li> <li>○ 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識と安全行動の促進</li> <li>○ 「ながら運転」「あおり運転」禁止の徹底</li> <li>○ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の励行</li> </ul>
歩行者 自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飛び出し、乱横断、信号無視などの危険な行為をしない安全行動や交通ルールの遵守</li> <li>○ 横断時における、左方向からの進行車両に対する安全確認の徹底</li> <li>○ 自転車乗用時のヘルメット着用</li> <li>○ 夕暮れ時や夜間外出時における、明るい衣服等の着用や反射材用品等の活用</li> <li>○ 自転車の早めのライト点灯の励行</li> </ul>

(注)



セーフティ・サポートカー（サポカー）とは衝突被害軽減ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車  
セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車

※ 安全運転を支援する装置は、万能ではなく、作動には一定の条件がある（作動しない場合がある）ので、装置を過信せず、安全運転を心掛けましょう。

## 別記 2

# 自転車安全利用推進運動

## 1 趣旨

自転車による信号無視や一時不停止は、交通事故に直結する危険な行為である。自転車が道路交通法に定められた車両であることを基本に、「道路交通法」、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める交通ルールの周知と安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、自転車保険への加入を徹底する。

## 2 実施内容

実施機関等	具体的な実施事項
県 市・町 推進機関 推進団体 協働団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭キャンペーンや各種広報媒体を活用した「自転車安全利用の日」の周知など、自転車の安全適正利用について県民の関心を高める広報啓発</li> <li>○ 自転車利用者に対する通行ルール、自転車運転者講習制度、自転車安全利用条例等の周知と「自転車安全利用五則」を活用した啓発</li> <li>○ 安全な自転車通行空間の整備推進</li> <li>○ 自転車保険加入義務の周知徹底</li> <li>○ 自転車販売店等と連携した、ブレーキ・ハンドル・ライト・反射器材等の定期的な点検整備の励行</li> <li>○ 対象者に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育</li> <li>○ 交通安全自転車大会の開催による安全利用の促進</li> <li>○ 幼児二人同乗用自転車の普及推進</li> <li>○ 自転車に関する交通ルール・マナー及び正しい乗り方を熟知した指導者の育成</li> <li>○ 乗車用ヘルメット着用の促進</li> <li>○ 「ながら運転」「あおり運転」禁止の周知徹底</li> <li>○ 配達目的の自転車利用者に対する啓発及び指導</li> </ul>
家庭 学校 職場 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車の交通事故防止について家庭・地域などで話し合うことによる安全利用の促進</li> <li>○ 乗車用ヘルメット着用の促進</li> <li>○ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進</li> <li>○ 自転車利用の多い職場や学校における自転車安全教室の開催による安全意識の高揚と点検整備</li> <li>○ 自転車保険加入義務の周知と自転車保険への加入</li> </ul>
運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車乗用中に起こりうる危険な運転を予測した安全運転の励行</li> <li>○ 車道を通行する自転車に対する思いやりのある運転の励行</li> </ul>
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車乗用の際の傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の認識</li> <li>○ 自転車が車両であることの認識</li> <li>○ 正しい通行と安全な走行方法の実践、定められた場所への駐輪など、交通ルールの遵守と利用マナーの向上</li> <li>○ 歩行者の通行を妨げない思いやりのある自転車利用の励行</li> <li>○ 「あおり運転」禁止の徹底</li> <li>○ 早めのライト点灯、夕暮れ時や夜間外出時における明るい衣服等の着用及び反射材用品等の活用の励行</li> <li>○ 自転車乗用時のヘルメット着用の励行</li> <li>○ 自転車事故に備える保険への加入</li> </ul>

別記 3

# 飲酒運転根絶運動

## 1 趣旨

飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪である。その危険性、反社会性を県民一人一人が認識することにより、「飲酒運転は絶対に許さない」兵庫を実現し、飲酒運転を根絶する。

## 2 実施内容

実施機関等	具体的な実施事項
県 市・町 推進機関 推進団体 協働団体	○ 飲酒運転の悪質性や危険性を認識・理解させる広報啓発、交通安全教育等の推進 ○ キッズ交通保安官（注）の周知徹底と積極的な活用 ○ 飲酒運転追放「三ない運動」の周知と「ハンドルキーパー運動」の促進 ○ 飲酒運転と酒類提供・車両提供・同乗行為に対する厳しい処分の周知徹底 ○ 自転車も飲酒運転が違法であることの周知
家庭 学校 職場 地域	○ 家庭・地域などにおいて、キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶を呼びかける活動の推進 ○ 飲酒運転の恐ろしさ、危険性について話し合うことによる飲酒運転を根絶する気運の醸成 ○ 各種会合、朝礼等における教育の徹底 ○ 飲酒運転追放「三ない運動」の徹底及び「ハンドルキーパー運動」の促進
運転者	○ 飲酒運転追放「三ない運動」の実践 ○ 「捕まらなければ」「少量だから、ちょっと休めば大丈夫」といった安易な考えの払拭と飲酒運転が悪質な犯罪であることの認識
自転車利用者	○ 自転車による飲酒運転が違法であることの認識と飲酒運転追放「三ない運動」の実践

（注）キッズ交通保安官とは

キッズ交通保安官バッジ

キッズ交通保安官証

・ 役割

飲酒運転を追放するため、「三ない運動」の実践を家族に約束してもらう

地域で開催される行事や交通安全運動などに参加して、「三ない運動」の実践を呼びかける

・ 任命及び任期

兵庫県内に住む小学生で、飲酒運転の根絶に取り組むため保安官に応募をした者から兵庫県交通安全対策委員会会長が任命する

保安官の任期は、任命日から小学校卒業までとする

・ キッズ交通保安官バッジ等の交付

保安官には、保安官バッジ及び保安官証を交付する

※ 飲酒運転追放「三ない運動」

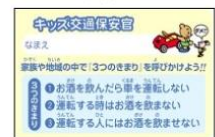
・ 酒を飲んだら車を運転しない ・ 運転する時は酒を飲まない ・ 運転する人には酒を飲ませない

※ ハンドルキーパー運動

自動車で複数の者が飲食店などへ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者（ハンドルキーパー）を事前に決めておく運動



表面



裏面

## 別記 4

# シートベルト・チャイルドシート着用運動

## 1 趣旨

シートベルト・チャイルドシートの正しい着用は、自動車乗車中の交通事故発生に際して、被害軽減効果が高い。全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。

## 2 実施内容

実施機関等	具体的な実施事項
県 市・町 推進機関 推進団体 協働団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭キャンペーンや各種広報媒体の活用による「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」の周知など、県民の関心を高める広報啓発</li> <li>○ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用の必要性を訴える広報啓発、交通安全教育等の推進</li> <li>○ シートベルト・チャイルドシートコンビンサーやチャイルドシート取付講習会等を活用した参加・体験・実践型の啓発</li> <li>○ 幼児の保護者、妊婦及びその家族等を対象としたチャイルドシート使用啓発活動の推進</li> <li>○ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全てのシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化</li> </ul>
家庭 学校 職場 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車事故の実態やシートベルト・チャイルドシートの必要性について家庭・地域などにおける話し合い</li> <li>○ 地域の各種会合におけるシートベルト・チャイルドシート着用の呼びかけ</li> <li>○ 職場における交通安全講習等を通じた、シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用方法の指導徹底</li> </ul>
運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「面倒だから」「すぐ近くだから」等の安易な考えの払拭</li> <li>○ 同乗者に対する後部座席を含めた全席シートベルト着用の徹底</li> <li>○ チャイルドシートの確実な取付けと正しい使用の徹底</li> </ul>
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用の促進</li> </ul>

## 別記5

# 夕暮れ時の早めのライト点灯運動

### 1 趣旨

夕暮れ時は人や車の動きが活発となるほか、視認性の低下による交通事故の多発が懸念される。車両の早めのライト点灯、歩行者・自転車利用者の明るい衣服、反射材用品等の活用を呼びかけ、夕暮れ時の交通事故を防止する。

### 2 点灯推奨時間

期間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

### 3 実施内容

実施機関等	具体的な実施事項
県 市・町 推進機関 推進団体 協働団体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 街頭キャンペーンや各種広報媒体の活用による「夕暮れ時の早めのライト点灯運動」の広報啓発</li><li>○ 交通安全講習をはじめ、各種研修、会合等の機会をとらえた交通事故防止と早めのライト点灯の呼びかけ</li><li>○ 対向車や先行車がない状況における走行用前照灯（いわゆるハイビーム）活用の推進</li></ul>
家庭 学校 職場 地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 夕暮れ時の交通安全対策について家庭・学校・地域で話し合うなど、正しい交通行動の習慣付け</li><li>○ 地域の各種会合における夕暮れ時の交通事故防止の呼びかけ</li><li>○ 各種会合や朝礼時等における夕暮れ時の交通安全意識の高揚</li><li>○ 地域、職場ぐるみでの早めのライト点灯の励行</li></ul>
運転者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 早めのライト点灯の励行</li><li>○ 視認性の低下する夕暮れ時の環境を認識し、ゆとりを持った運転の励行</li><li>○ 対向車や先行車がない状況における走行用前照灯（いわゆるハイビーム）活用の励行</li></ul>
歩行者 自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 夕暮れ時や夜間はドライバーから発見されにくいことを認識した外出時の明るい衣服等の着用や反射材用品等の活用</li><li>○ 自転車の早めのライト点灯の励行</li></ul>



## 別記6

# 交差点 はっきり・しっかり安全確認運動

## 1 趣旨

交差点及び交差点付近での交通事故が多発している。交差点の状況に応じて安全な速度と方法で進行し、交差点及び交差点付近で確実な安全確認を徹底する。また、交差点における正しい横断等を実践し、交差点及び交差点付近での交通事故を防止する。

## 2 実施内容

実施機関等	具体的な実施事項
県 市・町 推進機関 推進団体 協働団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全講習をはじめ、各種研修、街頭キャンペーンなどの機会をとらえた「交差点 はっきり・しっかり安全確認運動」の呼びかけ</li> <li>○ 各種広報媒体を活用した広報啓発</li> </ul>
家庭 学校 職場 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交差点での正しい横断や交通ルールについて家庭・地域などで話し合うことによる正しい交通行動の習慣付け</li> <li>○ 地域の各種会合における交差点及び交差点付近の交通事故防止の呼びかけ</li> <li>○ 各種会合や朝礼時等における「交差点 はっきり しっかり安全確認」の呼びかけと指導</li> </ul>
運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交差点付近における信号や周囲の状況確認及び右左折時の確実な安全確認の励行</li> <li>○ 黄色信号での安全な停止（イエローストップ）の励行</li> <li>○ 交差点での安全速度、徐行の徹底</li> <li>○ 横断歩道での歩行者優先の徹底</li> <li>○ 思いやりとゆずり合い運転の励行</li> <li>○ 携帯電話などによる「ながら運転」禁止の徹底</li> </ul>
歩行者 自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者による確実な安全確認や横断時の挙手など、車の運転者に対する明確な意思表示の励行</li> <li>○ 歩行中や自転車運転中のスマートフォン等使用、イヤホン使用等のながら行為の危険性の認識</li> <li>○ 自転車利用者による、信号の遵守、徐行、停止場所での確実な停止と安全確認の励行</li> </ul>



## 別記 7

# 違法・迷惑駐車 of 追放運動

## 1 趣旨

違法・迷惑駐車や放置自転車は、交通事故や交通渋滞の一因となっているほか、特に高齢者、障害者等の日常生活に悪影響を及ぼしている。広く県民に車や自転車の利用に伴う社会的責任の認識を促し、一人一人が秩序ある駐車を励行することにより、すべての県民にとって安全で快適なまちづくりを推進する。

## 2 実施内容

実施機関等	具体的な実施事項
県 市・町 推進機関 推進団体 協働団体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 街頭キャンペーンや各種広報媒体の活用による「みんなが迷惑駐車をなくする日」の普及など、県民の関心を高める広報啓発</li><li>○ 「迷惑駐車追放三ない運動」（しない、させない、許さない）を呼びかける街頭啓発活動の強化</li><li>○ 既存駐車（輪）場の効率的活用や道路不法占拠物件等の整理など道路交通環境等整備の強化</li><li>○ 放置自転車等の計画的な撤去活動の推進</li><li>○ 放置自転車等クリーンキャンペーンの推進</li></ul>
家庭 学校 職場 地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 迷惑駐車、放置自転車の危険性・迷惑性について家庭・地域などで話し合うことによる駐車（輪）マナーの向上</li><li>○ 地域・職場ぐるみでの「迷惑駐車追放三ない運動」の推進</li><li>○ 公共交通機関の利用促進</li></ul>
運転者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 行き先地の駐車（輪）場の事前確認による、駐車（輪）場利用の徹底</li><li>○ 「少しの間だから」「自分一人ぐらい」という安易な考えの払拭</li></ul>
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 放置自転車が歩行者や救急車などの緊急車両の通行妨害や迷惑行為となることの認識と駐輪場利用の徹底</li></ul>

## 別記 8

### 【推進機関・団体】（順不同）

兵庫県	(一社)神戸市医師会	兵庫県道路利用者協会
兵庫県議会	(公社)兵庫県看護協会	地区交通安全協会
兵庫県警察	兵庫県下消防長会	地区地域交通安全活動推進委員協議会
兵庫県市長会	兵庫県商工会連合会	地区自家用自動車協会
兵庫県町村会	神戸商工会議所	兵庫県高速道路交通安全協議会
兵庫県連合自治会	兵庫県経営者協会	西日本旅客鉄道(株)神戸支社
兵庫県連合婦人会	神戸市婦人団体協議会	阪急電鉄(株)
(子育て応援ネット)	(公財)兵庫県老人クラブ連合会	阪神電気鉄道(株)
(日本赤十字社兵庫県支部)	(一社)神戸市老人クラブ連合会	山陽電気鉄道(株)
(一財)兵庫県交通安全協会	兵庫県P T A協議会	神戸電鉄(株)
神戸市	神戸市P T A協議会	(一社)日本自動車連盟兵庫支部
各市町	兵庫県都市教育長協議会	(一社)兵庫県建設業協会
兵庫県教育委員会	兵庫県市町村教育委員会連合会	兵庫県石油商業組合
神戸市教育委員会	兵庫県立高等学校P T A連合会	日本労働組合総連合会兵庫県連合会
各市町(組合)教育委員会	(一社)兵庫県私学総連合会	(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会
兵庫県公安委員会	兵庫県国公立幼稚園・こども園長会	日本放送協会神戸放送局
神戸地方検察庁	(公社)兵庫県保育協会	サンテレビジョン
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部	兵庫県連合青年団	(株)ラジオ関西
国土交通省近畿地方整備局	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会	兵庫エフエム放送株式会社
厚生労働省兵庫労働局	兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会	朝日新聞神戸総局
(独)自動車事故対策機構兵庫支所	(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会	毎日新聞神戸支局
西日本高速道路(株)関西支社	(一社)兵庫県トラック協会	読売新聞神戸総局
阪神高速道路(株)神戸管理部	(公社)兵庫県バス協会	産経新聞神戸総局
本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター	(一社)兵庫県タクシー協会	共同通信社神戸支局
兵庫県道路公社	(一社)兵庫県指定自動車教習所協会	神戸新聞社
神戸市道路公社	自動車安全運転センター兵庫県事務所	日本経済新聞神戸支社
兵庫県弁護士会	軽自動車検査協会兵庫事務所	時事通信社神戸支局
(一社)兵庫県医師会	(一社)日本二輪普及安全協会	

### 【協働団体】（順不同）

兵庫県商工会議所連合会	兵庫県自転車軽自動車商業協同組合	地区ロータリークラブ
兵庫県商店連合会	兵庫県駐車場協会連合会	ライオン国際協会 335-A、335-D 地区(兵庫一円)
神戸市商店街連合会	(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫支部	兵庫県興行協会
神戸市自治会連絡協議会	交通労連兵庫支部	伊丹産業(株)
(公社)兵庫県シルバー人材センター協会	兵庫県百貨店協会	西日本電信電話(株)兵庫支店
(一社)兵庫県鍼灸師会	兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会	日本たばこ産業(株)神戸支店
(社福)兵庫県社会福祉協議会	兵庫県小売酒販組合連合会	全国共済農業協同組合連合会兵庫本部
(公財)兵庫県身体障害者福祉協会	兵庫県青少年団体連絡協議会	兵庫県生命保険協会
(社福)神戸市身体障害者団体連合	神戸市青年団体協議会	(一社)日本損害保険協会近畿支部
全兵庫個人タクシー事業協同組合	神戸市青少年育成協議会	損害保険ジャパン日本興亜(株)
神戸個人タクシー事業協同組合	日本ボーイスカウト兵庫連盟	三井住友海上火災保険(株)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫支部	(一社)ガールスカウト兵庫連盟	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
神戸市民生活協同組合	兵庫県子ども会連合会	a u 損害保険株式会社
兵庫県交通共済協同組合	兵庫県消費者団体連絡協議会	ジェイ・ディ共済協同組合
兵庫県タクシー交通共済協同組合	神戸市消費者協会	東京海上日動火災保険(株)
兵庫県軽自動車協会	(一社)兵庫県道路標識標示業協会	
(一社)兵庫県自動車整備振興会	兵庫県レンタカー協会	

## 推進機関・団体及び協働団体の主な実施事項

すべての推進機関・団体及び協働団体	
1	「ひょうご交通安全憲章」の普及・実践
2	交通安全県民運動の推進
3	交通安全教育の推進
4	広報活動の推進
5	キャンペーン等街頭活動の推進
6	「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」による自転車安全利用の推進

主な推進機関・団体及び協働団体（順不同）	
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各推進機関・団体との連携</li> <li>2 交通安全教育の推進</li> <li>3 民間交通安全団体の育成</li> <li>4 広報媒体の活用による広報啓発</li> <li>5 交通事故被害者支援対策の推進</li> </ol>
市・町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各推進機関・団体との連携</li> <li>2 自転車交通安全教室、高齢者、子供交通安全教室等各種研修会、講習会の開催</li> <li>3 民間交通安全団体の育成</li> <li>4 広報媒体の活用による広報啓発</li> <li>5 通学路の点検整備</li> <li>6 放置自転車対策の推進</li> <li>7 交通事故被害者支援対策の推進</li> </ol>
警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全教育の推進</li> <li>2 交通環境の整備</li> <li>3 交通指導取締りの推進</li> </ol>
<b>【道路管理者】</b> 国土交通省近畿地方整備局 県 市・町 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 西日本高速道路(株)関西支社 阪神高速道路(株)神戸管理部 本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路照明、道路標識等交通安全施設の整備</li> <li>2 道路不法占用物件の排除</li> <li>3 高齢者、障害者等の安全を確保するための施設の整備</li> <li>4 安全施設の点検等道路パトロール</li> <li>5 交通事故多発場所を重点とした安全施設の点検整備</li> </ol>
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部  厚生労働省兵庫労働局  (独)自動車事故対策機構兵庫支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 過積載、過労運転の防止等運行管理、労務管理の指導</li> <li>2 自動車の点検整備の励行指導</li> <li>3 無車検、無保険車両の運行防止の指導</li> <li>4 自動車の不法改造及び不法部品販売の防止指導</li> <li>5 大型自転車の巻き込み事故防止及び車輪脱落事故防止の指導徹底</li> <li>6 交通災害の防止</li> </ol>

<p><b>【交通安全教育団体】</b></p> <p>(財)兵庫県交通安全協会  兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会  (一社)兵庫県自家用自動車協会連合会  (社)兵庫県指定自動車教習所協会  自動車安全運転センター兵庫県事務所  単位交通安全協会  地区自家用自動車協会  兵庫県高速道路交通安全協議会  兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会  地区地域交通安全活動推進委員協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転者に対する講習会の開催</li> <li>2 歩行者、自転車利用者に対する街頭指導</li> <li>3 各種交通安全教育の推進</li> <li>4 優良運転者賞揚制度の推進</li> <li>5 「SDカード(無事故無違反の証)」の活用と普及</li> <li>6 事業所等における車両の点検整備と安全運転管理の徹底</li> <li>7 事業所における若年運転者対策の推進</li> <li>8 事業所における運転適性診断の実施促進</li> <li>9 教習生等に対する「思いやり運転」「ゆずりあい運転」の指導徹底</li> <li>10 原動機付自転車・二輪車の運転技能講習の徹底</li> <li>11 「安全運転五則」「高速運転安全五則」「自転車安全利用五則」の周知徹底</li> <li>12 違法・迷惑駐車追放等の広報啓発</li> </ol>
<p><b>【二輪車・自転車関連団体】</b></p> <p>(一社)日本二輪車普及安全協会  兵庫県自転車軽自動車商業協同組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 顧客に対する「思いやり運転」の呼びかけ</li> <li>2 原動機付自転車、二輪車の点検整備と保険加入の促進</li> <li>3 二輪車の技能講習と自転車の正しい乗り方指導等講習会の開催</li> <li>4 街頭における自転車の安全指導と点検整備</li> <li>5 「TSマーク(点検整備済・付帯保険)」と「防犯登録」の普及</li> <li>6 反射材用品・ヘルメットの利用促進</li> </ol>
<p><b>【運輸・建設関連団体】</b></p> <p>(一社)兵庫県トラック協会  (公社)兵庫県バス協会  (一社)兵庫県タクシー協会  (一社)兵庫県建設業協会  全兵庫個人タクシー事業協同組合  神戸個人タクシー事業協同組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修会、講習会等の開催と運転者適性診断の実施</li> <li>2 過積載、過労運転の防止等労務運行管理の徹底</li> <li>3 運行前点検の励行</li> <li>4 無事故の優良運転者等の賞揚</li> <li>5 営業所、ターミナル等へのポスター・立看板等の掲出とマイク放送などによる交通安全の呼びかけ</li> <li>6 ダンプカーのさし枠等自動車の不法改造の指導</li> <li>7 大型自動車の巻き込み事故防止及び車輪脱落防止の指導徹底</li> <li>8 違法駐車等の追放</li> <li>9 「安全運転五則」「高速運転安全五則」の励行</li> </ol>
<p><b>【教育・地域関係団体】</b></p> <p>兵庫県教育委員会  神戸市教育委員会  各市町組合教育委員会  兵庫県PTA協議会  神戸市PTA協議会  兵庫県都市教育長協議会  兵庫県市町村教育委員会連合会  兵庫県立高等学校PTA連合会  (一社)兵庫県私学総連合会  兵庫県国公立幼稚園・こども園長会  (公社)兵庫県保育協会  兵庫県連合青年団  子育て応援ネット  兵庫県青少年団体連絡協議会  神戸市青年団体協議会  神戸市青少年育成協議会  日本ボーイスカウト兵庫連盟  (一社)ガールスカウト兵庫連盟  兵庫県子ども会連合会  兵庫県連合自治会  神戸市自治会連絡協議会兵庫県連合婦人会  神戸市婦人団体協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯にわたる交通安全教育の推進</li> <li>2 保育所、幼稚園、学校等における交通安全教育の徹底と交通安全意識の高揚</li> <li>3 幼児交通安全クラブ、交通少年団の育成指導</li> <li>4 登下校(園)時及び下校(園)後における幼児児童生徒の交通安全、見守り活動の強化</li> <li>5 自転車の正しい乗り方についての実践指導</li> <li>6 暴走行為への不参加並びに再犯防止の指導</li> <li>7 交通安全教育指導者研修会等各種交通安全講習会・研修会の積極的な開催</li> <li>8 家庭、地域における交通安全教育の推進</li> <li>9 交通安全家族会議の提唱</li> </ol>

(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会	10 学校周辺及び通学路の点検整備
<b>【社会福祉関係団体】</b> (公財)兵庫県老人クラブ連合会 (一社)神戸市老人クラブ連合会(公社)兵庫県シルバー人材センター協会 (社福)兵庫県社会福祉協議会 (公財)兵庫県身体障害者福祉協会(社福)神戸市身体障害者福祉団体連合会	1 高齢者等に対する交通安全講習会の開催 2 明るい衣服着用の呼びかけと反射材用品等の活用促進 3 「高齢運転者標識」「身体障害者標識」「聴覚障害者標識」の普及
<b>【自動車関連団体】</b> 軽自動車検査協会兵庫事務所兵庫県石油商業組合(一社)日本自動車連盟兵庫支部 兵庫県軽自動車協会 (一社)兵庫県自動車整備振興会 (一社)日本自動車販売協会連合会兵庫支部 兵庫県レンタカー協会	1 会員に対する研修会、講習会等の開催 2 顧客に対する「思いやり運転」「エコドライブ」の推進 3 定期点検整備の促進 4 無車検、無保険車両の追放 5 整備不良車両の追放 6 車両の不法改造防止徹底と不法改造につながる部品の不売指導 7 「安全運転五則」「高速運転安全五則」の周知徹底 8 セーフティ・サポートカーの普及啓発
<b>【経済関連団体】</b> 兵庫県商工会連合会 神戸商工会議所 兵庫県商工会議所連合会 兵庫県経営者協会 兵庫県商店連合会 神戸市商店街連合会 兵庫県駐車場協会連合会 兵庫県百貨店協会 兵庫県興行協会	1 研修会、講習会等の開催と各種会合を活用した交通安全の呼びかけ 2 路上駐車、歩道駐輪等の抑止 3 商品、看板等路上はみ出し防止の指導 4 自動車、自転車駐車(輪)場の整備促進
<b>【保険関連団体】</b> (一社)日本損害保険協会近畿支部 兵庫県交通共済協同組合 兵庫県タクシー交通共済協同組合 兵庫県生命保険協会 全国共済農業協同組合連合会兵庫県本部	1 保険加入の促進 2 会員等に対する研修会、講習会等の開催
<b>【鉄道事業者】</b> 西日本旅客鉄道(株)神戸支社 阪急電鉄(株) 阪神電気鉄道(株) 山陽電気鉄道(株) 神戸電鉄(株)	1 踏切事故防止対策の推進と安全通行の指導 2 踏切道保安施設の点検整備と線路内通行者等の監視体制の強化 3 構内放送、車内放送等の利用による広報啓発 4 鉄道利用者の自転車駐輪対策の推進
<b>【報道機関】</b> 日本放送協会神戸放送局(株)ラジオ関西 朝日新聞神戸総局 毎日新聞神戸支局 読売新聞神戸総局 産経新聞神戸総局 共同通信社神戸支局 神戸新聞社 サンテレビジョン 兵庫エフエム放送株式会社 日本経済新聞神戸支社	交通安全思想の普及
<b>【飲食業関係団体】</b> 兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会 兵庫県小売酒販組合連合会	1 研修会、講習会等の開催と各種会合を活用した交通安全の呼びかけ 2 路上駐車の抑止と商品、看板等路上はみ出し防止の指導 3 飲酒運転追放の呼びかけ